

## 八月革命説再考のための覚書

穎原 善徳\*

### はじめに

日本国憲法は、ポツダム宣言の履行のために日本の政治的指導者や指導的知識人が大日本帝国憲法の改正を検討していたなかで連合国軍最高司令官総司令部（以下、総司令部と略記する）が作成した改正案をもとにした「憲法改正草案要綱」と帝国憲法改正案の作成、そして帝国議会での審議を経て成立したものである。その過程で統治権総攬者は消滅し、憲法典から「統治」の語が消えた。かわって大日本帝国憲法にはみられなかった「主権」の語が登場した。

日本国憲法の成立を単に大日本帝国憲法が否定されるべくして否定された結果であるとみてしまうと、日本の立憲制度における戦前・戦後を通じた課題を見失うことになる。それは、民主制が機能する条件である。

民主制がそこに所属している構成員のまったき意思による自決の制度であると考えている人には受け容れがたいだろうが、人々が合議によって決定することができるのは、自分たちの外部に裁定者を設けているからである。そうすることで、深刻な分裂が生じる可能性を抑えることができるのである。この超越的な裁定者は、能動的な判断主体とはかぎらない。また、生身の人間であるとはかぎらない。ただし、裁定者が遠い存在であったり、非人格的な存在や観念であるほど、力というものが介在しなければ民主制を機能させることはできなくなる。その解釈をめぐる構成員どうしの力の闘争が開始

---

\* 立命館大学文学部非常勤講師

され、構成員の自制による合議が困難になるからである。

1946年3月6日に日本政府が「憲法改正草案要綱」を発表したのをうけて宮沢俊義が公表した八月革命説<sup>1)</sup>は、大日本帝国憲法から日本国憲法への移行の過程において上記の問題にもっとも敏感に反応したものである。

宮沢の八月革命説は、一般的には、天皇主権から国民主権への転換に法理上の整合性を与えるためのものとみなされてきた。すなわち、国民主権を基本原理とする日本国憲法が大日本帝国憲法第73条に規定された改正手続きによって成立したという理論的矛盾を説明する学説とされてきた。これについて、「国民主権を基本原理とする日本国憲法が明治憲法七三条の改正手続で成立したという理論上の矛盾を説明する最も適切な学説」<sup>2)</sup>と好意的に紹介する論者がいる一方で、「ポツダム宣言受諾から新憲法制定にいたる戦後の歴史を科学的に認識する理論的学説とはいえない。科学的認識という観点からみると、この学説は、当時の多くの歴史的事実と一致しない欠陥だらけの学説だということになる」<sup>3)</sup>と批判する論者もいる。

宮沢の八月革命説に言及した研究は枚挙にいとまがないが、その多くは、八月革命説を学説とみなしてその当否を論評したり考察してきた。詳細な研究をおこなった高見勝利も、学説の思想史として分析している。高見によれば、八月革命説は宮沢の「転向」や「変節」の結果ではなく、「古い革袋に古い酒を盛る」ことにすぎなかったものである。すなわち、憲法改正限界論、法的意味の革命の概念、国際法優位説という戦前すでに説いていた理論をポツダム宣言に適用してみせただけである、というのが高見の八月革命説に対する考察である<sup>4)</sup>。

戦前からの連続性を説くなら、ポツダム宣言受諾ののち半年以上も八月革命説を唱えなかったのは不自然に感じるが、それについて高見は、「考えがまとまっていなかった」とみるのが妥当ではないかあるいは「差し当たり、筆者は、「マッカーサー草案を見て非常に喜んでその熱心な支持者になっちゃった」宮沢が、それ以前から彼の周辺で語られていた国体変革論を選び取

り、それをもとにし八月革命説を打ち出していったのではないかと考える」との推測を示すのみである<sup>5)</sup>。学説の淵源や系譜を過大に重視すると、このような推測をするにとどまるのである。

雑誌『世界文化』に掲載された八月革命説の論文は、虚心坦懐に読めば、はたして学説とみなすべきものなのか、疑いなしとしない。たとえば、末尾には次のように記されている。

政府案が国民主権主義を採用したのは決して単なるアメリカの模倣ではない。しかし、その表現や、そのほかの草案の規定には模倣と評せられ得るものがきりはめて多い。これらの点は十分検討せらるべきものと信ずる。〔中略〕政府案の審議にあたる議員諸公はこの点をよく弁へて、真に自主的な民主憲法を確立させるためには遺漏なきを期してもらいたい<sup>6)</sup>。

学説ではなく、第90回帝国議会における審議を前にしていかに「憲法改正草案要綱」を理解したうえで審議するべきかを訴えた政治的文書とみなすべきものである。

多くの研究が八月革命説を学説として考察の対象とするなかで、長谷川三千子は、八月革命説のなかに「戦後の憲法学が喪失してしまつた、「力」についての感覚」を読みとり、興味深い考察をしている<sup>7)</sup>。しかし、長谷川の問題点は、八月革命説を大日本帝国憲法の改正が「力の脅迫」によってなされたことを「告発」したものであると評価し、それを宮沢が大日本帝国憲法や『憲法義解』をよく理解していなかったことによる「自暴自棄」や「挫折」によるものと説明して終わらせたことである。そして、戦後の宮沢が護憲論者のごとくふるまった原因を「絶望的な無力感」に帰したことである。このような結論をくだすには、大日本帝国憲法下における民主制がまったく問題なく運用され機能していたという前提が必要となる。しかし、その点についての考察を長谷川はおこなっていない。

本稿は、宮沢俊義の八月革命説を学説としてではなく政治的文書として再検討する。大日本帝国憲法から日本国憲法へ移行する過程で総司令部によるいわゆる「押しつけ」がなされた結果、何が抗いようのない課題として日本の指導層に突きつけられたのか。それに対して、なぜ、宮沢俊義は八月革命説を唱えなければならなかったのか。冒頭に述べた民主制の条件という視角から考察し、仮説を提示するのが本稿の目的である。

## I . 統治権総攬者の消滅と国民主権主義

宮沢俊義は、1946年3月6日に日本政府が発表した「憲法改正草案要綱」について、「去る三月六日に発表せられた政府の憲法改正草案の特色のうちでいちばん重大なものは、いふまでもなく、国民主権主義あるいは人民主権主義である」<sup>8)</sup>と述べ、日本は「神権主義」の「天皇の政治」から「国民主権主義」の「人民の政治」へ変更されたと論じた。「憲法改正草案要綱」には、「国民主権」の語が記されていない。「国民至高意思」あるいは「日本国民至高ノ総意」と記されている。しかし、宮沢は、「国民主権主義」によるものであると断じた。すなわち、

政府案は、おそらく意識的であらう、「国民が主権を有する」といふ類の表現を全く用ゐてゐない。しかし、それにもかかはらず、その原則を根本建前として承認してゐることは疑ひを容れない<sup>9)</sup>。

と。

なぜ、宮沢は、それほどまでに「国民主権主義」の採用にこだわったのか。宮沢の主眼は、主権の所在の移行そのものではなかった。「国民主権主義といふ建前」という表現に示されているように、宮沢の八月革命説における「国民主権」とは、最高の決定力という意味での主権の所在ではなく、理念であ

った。あくまで「人民による、人民のため政治」を「国民」の名で示すべきであるという「建前」である。そして、「国民」の総合意思に反する者によって決定はなされてはならないという理念なのである<sup>10)</sup>。ということは、それが天皇の名によるものであろうと国民の名によるものであろうと、たいした違いはないはずである。

では、なぜ、宮沢は、「神権主義」の「天皇の政治」から「国民主権主義」の「人民の政治」へ変更されたことを重視したのか。もはや「統治権総攬者」が消滅し天皇が「統治」するということがなくなるという現実を強調するためであった。

当初宮沢が大日本帝国憲法の大幅な改正を必要と述べていなかったことは、よく知られている。1945年9月28日に外務省でおこなった憲法改正問題に関する講演において、「議會ニモ発案権ヲ与ヘ又請願ニシテ憲法改正ニ関スルモノヲ禁ジアルモ之ヲ解除スルヲ要ス」など大日本帝国憲法を部分的に修正することによりポツダム宣言の履行が可能であるとの見解を示した。この場合のポツダム宣言の履行とは、ポツダム宣言第10項中の「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」を指している。天皇については、次のように大きな改正の必要を認めていない。

#### 質問ト応答

(1) 憲法第三条（天皇ノ神聖不可侵） 政治的ニ責任ヲ負ハザル義ニシテ英国王モ同様ノ地位ニアリ。同様ノ文言ハ各君主国憲法ニ規定アリテ政治的ニ問題ナク国務大臣ノ輔弼ノ確立ニヨリ解決ス。君主制ニ於テハ君主ハ無責任ナルコトヲ要ス。共和制ニ於テモ、仏蘭西大統領ハ規定ナキモ實際ハ無責任ニシテ実力モナシ。

(2) 憲法第四条（天皇ノ統治権）ハ「ポツダム」宣言ト牴触セザル

カ 日本ハ君主国ニシテ万世一系ノ天皇統治スル国体ナリ。「ポツダム」宣言ノ受諾ニヨリ日本ハ国際的独立性ヲ失ヒ、一応従属国トナル。即チ統治組織ハ全体ヲ抑制サレ、其ノ抑制ノ範囲内ニ於テ天皇ガ統治スル。「国体ノ護持」モ此ノ抑制ノ範囲内ニ於ケル護持ニシテ、国体ハ否認セラレザルモ亦保証セラレ非ズ<sup>11)</sup>。

また、1945年10月19日の『毎日新聞』紙上では、ポツダム宣言履行のために憲法の民主化をする必要があると述べている。その場合、「現在のわが憲法典が元来民主的傾向と相容れぬものでないことを十分理解する必要がある」としたうえで、政党内閣が国体に反するという「反立憲主義的解釈」や統帥権の独立など立憲主義の十分な実現を妨げる障碍を排除する必要があると述べている<sup>12)</sup>。

1945年12月22日の憲法問題調査委員会第5回総会で配布された大日本帝国憲法改正案では、次のように天皇の神聖不可侵を単なる無答責に改め、天皇による統治権の総攬を第1条へ移している。

第一条 現行第一条を削除し、現行第四条を第一条とす〔仮名は、原文のまま〕

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ万世一系皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ國務ニ付責ニ任スルコトナシ

(別案) 天皇ノ一身ハ侵スヘカラス

第四条 削除 (第一条へ移ス)<sup>13)</sup>

つづいて、宮沢は、1946年1月4日の憲法問題調査委員会第8回調査会に二種類の改正案を提出した。乙案では大日本帝国憲法第1条から第7条まで現状のままとしていたのに対して、甲案では統治権の総攬に関する規定が消えている。それでも天皇による統治権の行使に関する条文は存在している。

第一条 日本国ハ君主国トス

第二条 天皇ハ君主ニシテ此ノ憲法ノ条規ニヨリ統治権ヲ行フ

第三条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ万世一系皇男子孫之ヲ継承ス

第四条 天皇ハ其ノ行為ニ付責ニ任スルコトナシ

(別案) 何人モ天皇ノ尊厳ヲ冒瀆スルコトヲ得ス<sup>14)</sup>

先行研究のなかには、上記のような敗戦後における宮沢の見解の変化を重視するものがある。たとえば、小畑郁は、

一九四五年九月・一〇月頃には、宮沢は、大日本帝国憲法の民主的運用の可能性を強調し、改正慎重・不急論に立っていた。〔中略〕憲法問題調査委員会で宮沢が一二月から翌年一月にかけて提出した文書からは、右の路線からの一定程度の修正が窺える。

と述べたうえで、「当時の官僚・官僚法学の基準からすれば極めて迅速に、国民主権観念の方向へとは向かっていたのである」と評価している<sup>15)</sup>。

しかし、その宮沢による大日本帝国憲法改正の試みにおいても、最後まで残ったのは、「統治」の語であった。では、なぜ、宮沢は、天皇による「統治」をなかなか削除できなかったのか。

小嶋和司は、敗戦後の日本の指導層の多くが「主権」を「統治権総攬」と理解し、「タテマエ上の観念」としての「主権」に執着したことを指摘している。小嶋は、「具体的政治制度」における「支配権能」としての「国民の意思の主権性」を表現しようとした総司令部の意図と「国家ノ意思ガ如何ナル所ニ源泉ヲ持ツテ居ルカ」という意味での「主権」は「天皇ヲ含ンダル国民全体ニアル」という第90回帝国議会における金森徳次郎国務大臣の答弁の趣旨が「事実の確認としての国民主権」論であると述べ、それらとの対比で「タテマエ上の観念」としての「主権」論に多くの者がとらわれていたとい

うのである<sup>16)</sup>。そして、宮沢俊義の八月革命説について、次のように述べている。

それ〔八月革命説〕は、ポツダム宣言の受諾は、タテマエとしての「主権」の変更を意味するとして、「革命」と断定した。けれども、ここで、タテマエとしての「主権」は論者が勝手にもち出したもので、それが変更されたと考えるのも論者の勝手な断定にすぎない。〔中略〕宮沢教授は「国家のあり方を最終的にきめる力」「最高の権力といってもいい」とされたが、それで良いのか。教授は、明治憲法を君主「主権」であったとされるが、その説示は、明治憲法下、タテマエとしての「主権」とされたものからもズレている。もちろん、明治憲法当時多数説であった「統治権総攬」を「主権」とする立場は、明治憲法典と、その下の精神的風土においてのみ多数説となりえたもので、「主権」の一般的概念ではありえない。「国民」が「統治権ヲ総攬」とするといった観念は、およそ成立しえないからである<sup>17)</sup>。

たしかに、主権を統治権総攬と同一視する理解、あるいは天皇が統治権総攬者であることを以て日本の国体とみなす理解は、敗戦後の多くの政治的指導者や指導的知識人によって示されていた。1946年2月13日に総司令部案が手交されるまでの日本政府内においても、主権と統治権とを区別しない見解がみられた。そのことは、たとえば、敗戦直後の法制局にみることができる。敗戦後まもなく大日本帝国憲法改正について検討していた法制局では、主権と統治権とを同じものとみなし、天皇が統治権総攬者であることを日本の国体と考えていた<sup>18)</sup>。第90回帝国議会における金森徳次郎国務大臣の答弁は、あくまで総司令部案が手交され日本政府が「憲法改正草案要綱」を発表して以降の日本政府の理解と説明である。

しかし、日本の指導層が「タテマエとしての主権」に執着していたという

指摘だけでは、次の問いに答えることができない。すなわち、なぜ、「憲法改正草案要綱」について、宮沢は、「革命」という語を用いてまで「国民主権主義」への「根本建前」の変更を強調する必要があったのか。

小嶋は、大日本帝国憲法下における主権概念の多数説を「タテマエ」と断じた。たしかに、統治権総攬者たる天皇が実際に政策の立案や決定をおこなったり権力を行使したわけではない。実際に国家へ意思を与えるべき国家機関は、内閣などであった。

しかし、大日本帝国憲法体制下において、天皇の名による支配という「タテマエ」は、必要であった。そして、天皇が統治権総攬者であるということは、「タテマエ」であることによって単なる「タテマエ」とどまらない機能を期待されていた。

大日本帝国憲法においては、「統治権」は単なる支配権ではなかった。あくまで天皇を主語とする支配権であった。また、「統治」は、大日本帝国憲法起草過程で「君臨し且つ支配する天皇の政治行為を表わす特殊な語として創出された」概念である<sup>19)</sup>。そして、権力が私意によって行使されるものではないことを示す言葉であった<sup>20)</sup>。すなわち、大日本帝国憲法告文の表現を使えば、「八州民生ノ慶福ヲ増進」するためのものであった。したがって、権力の行使に私意や恣意が反映されてはならない。「蓋し祖宗其の天職を重んじ、君主の徳は八州臣民に統治するに在て一人一家に享奉するの私事に非ざることを示されたり。此れ乃ち憲法の拠て以て其の基礎と為す所なり」<sup>21)</sup>という『憲法義解』の説明は、このことを示したものにほかならない。

大日本帝国憲法には、「主権」の語が使用されていない。「主権」が君民の対立を前提にした語であると理解される可能性があったからである。1882年の主権論争では、そのことが浮き彫りになった。それでも大日本帝国憲法を解説するさいに、「天皇主権」の語を使用する者がいたのは、「一人一家に享奉するの私事に非ざる」「統治」をおこなう主体が天皇以外の何者でもないということを示すためである。そこには、万民（明治初年以來しばしば使用

された語で表現すれば「億兆」)のために権力を行使するべきであるという権力行使の目的が含有されている。特定の個人や集団の利益をはかるのではなく全体のための利益をはかる主体は、天皇以外の特定の個人や集団であってはならないことの表現である。「主権」とは、特定の誰でもないことの表現なのであった。

天皇は、権力が私意によって行使されるものではないことを証明する存在であった。すなわち、天皇が君臨し且つ支配するという「タテマエ」をとることによってのみ権力は正統性を確保できると考えられていたのである。権力はみずからに正統性を付与することはできないからである。個別意思とは区別される統治権総攬者の存在によって、はじめて権力の正統化が可能であった。

そのような統治権総攬者に期待されていた機能は、国家諸機関による権力行使の拘束と統合であった。拘束とは「億兆」の意思すなわち総合意思に照らして監督することである。ただし、天皇は、能動的にそれらの機能をはたすことはできない。能動的にはたそうとすれば、そこに天皇の恣意と私意が生じる可能性があるからである。天皇は「億兆」の意思に合致するか否かを能動的に判断してはならない。あくまで静的な監督機関であった。

このような静的な監督機関として統治権総攬者が機能するためには、条件がある。一つは、国家諸機関が自己制限することである。国家諸機関が天皇に対して憚りをもつことによって自己制限することである。だから、統治権総攬者は、いかに権力を行使しない超越者であろうとも、観念ではなくあくまで生身の人間である必要があった。

いま一つの条件は、実際に国家へ意思を与える機関が存在し機能することである。それが内閣であった。内閣が機能するためには、第一に内閣自身が個別意思に左右されないこと、第二に政権交替が可能であること、第三に国家諸機関の天皇に対する憚りを通じた自己制限による統合が必要であった。大日本帝国憲法は、内閣についての規定がない。国务大臣の任免権は天皇に

属していたが、内閣の構成員は、現実には情勢にゆだねられた。情勢にゆだねられていた以上、内閣の正統性は、内閣自体の無私性と他の国家諸機関の自己制限にかかっていた。内閣が国家意思の形成者として機能しなくなったとき、統治権総攬者の機能も十全にはたせなくなることになる。戦前の政党内閣の失敗とその後の権力機構再編の苦悩と迷走は、そのあらわれであった<sup>22)</sup>。

したがって、大日本帝国憲法体制下において、統治権総攬者は単なる「タテマエ」ではなかった。否、統治権総攬者たる天皇は現実には能動的に行動しなかったのであるから、小嶋のごとくあくまで「タテマエ」であると断じるにせよ、「タテマエ」であることによって「タテマエ」にとどまらない機能を予定された存在だったのである。

敗戦後の多くの憲法改正論議において統治権総攬者の存在を自明の前提としていたのは、当然のことであった。そして、内閣の機能にとって障碍となる国家諸機関の改廃によって、実際に国家に意思を与える内閣を安定させることを主眼として大日本帝国憲法の部分的修正に終始したのも、当然のことであった。したがって、総司令部から手交された草案における統治権総攬者の消滅は、日本の指導層にとって衝撃であった。総司令部案の手交によって日本の指導層に与えられた衝撃は、力を背景にした「押しつけ」そのものではなかった。日本における民主制の条件であった統治権総攬者の消滅こそが衝撃の原因であった。権力に正統性を付与すると同時に拘束し統合する一元的な主体が存在しなくなるからである。

宮沢は、次のように「国民主権主義」の採用を自明の前提として、問題の焦点が「国民主権主義」是か非かではなく、憲法典における表現の方法にあることを論じた。すなわち、

いまや、問題は国民主権主義を日本の政治の根本建前としてみとめるの  
がいいかどうかではなくて、国民主権主義といふ原理を憲法の中で表明  
するのが適当かどうか、また表明するのが適当だとすれば、どういふ言

葉で表明するがいいか、といふにある。そして、この意味で政府草案に対しては多くの批判が為され得よう。〔中略〕ここで国民主権主義否なりと主張することは、昨年八月革命そのものを否定する新たな革命を主張するにほかならぬといふことを忘れてはいけない<sup>23)</sup>。

と。当然、ここには、政府の「憲法改正草案要綱」にみられる「至高ノ総意」という表現を批判し、「主権」の語を憲法典に明記すべきことが示唆されている。

日本政府が発表した「憲法改正草案要綱」を「国民主権主義」に立脚するものと断じ、あえて天皇主権と国民主権とを相容れない概念とし前者から後者への移行がなされたとする主張は、統治権総攬者の消滅という現実を前にして国家諸機関を統合するシステムが消滅したことの深刻さを訴えたものであった。先にみた敗戦後における宮沢の見解の変遷は、これを単に権力行使の目的を表現する「統治」の語を削除することへの躊躇と考えることもできるが、それだけではあるまい。より重要な問題は、いかに「統治権総攬」の語を削除しても、その代替物に関する具体案をいまだ提示できなかったことである。権力行使の目的が「億兆」の意思に合致しているべきであることを表現するのなら、「統治」に代わるものとして「至高ノ総意」でもよいはずである。しかしながら、それだけでは問題の解決にはならない。小嶋がすでに指摘しているように、国民は統治権総攬者になることはできないからである。総司令部案手交に至るまでの宮沢の見解の変遷に注目するあまり「国民主権観念の方向へとは向かっていたのである」<sup>24)</sup>と評価することは、結果論によるいきすぎた断定である。

では、宮沢は統治権総攬者の代替物を何に求めたのか。次節で考えてみたい。

## Ⅱ．統治権総攬者に代わるもの

宮沢俊義は、ポツダム宣言受諾によって「普通では許されない」「日本の政治の根本建前」の変更がなされ、「それは憲法的には、革命を以て目すべきものであるとおもふ」と説いた<sup>25)</sup>。なぜ、宮沢は、「国民主権主義」の淵源をポツダム宣言の受諾に求めたのか。

ここで問題になるのは、なぜ、敗戦後しばらく「終戦によつて、つまり、ひとつの革命が行はれたのである」<sup>26)</sup>と説明しなかった宮沢が1946年3月6日以降になってポツダム宣言の「革命」性を強調するようになったか、である。これについては、従来つぎのような説明がなされてきた。

古関彰一は、「八月革命説を打ち上げるための道具立は、戦前の宮沢学説において、ほぼ完全に出揃っていた」という高見勝利の見解<sup>27)</sup>に疑義を呈し、宮沢俊義が八月革命説を発表した事情について、「宮沢は二月一三日以降の事態を間接的に当事者から聞くに及び、あらためてポツダム宣言を読み直し、その「革命性」に気付き、素早くそれを公表したのではあるまいか」と推測している<sup>28)</sup>。また、小畑郁は、「「八月革命」という語に込められていたのは、もっと早くに国民主権観念に到達すべきであったのに到達できなかった自らへの悔悟」によるものであると推測している<sup>29)</sup>。

たしかに、当初宮沢をはじめ大日本帝国憲法の改正をポツダム宣言履行の義務として論じていた者は、ポツダム宣言第10項「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」との関係で改正の必要を説いていた。ところが、日本政府による「憲法改正草案要綱」発表以降の宮沢は、ポツダム宣言第12項「前記諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ連合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ」を重視して、「国民主権主義」の淵源をポツダム宣言受諾に求めるようになった。ゆ

えに、宮沢が1946年3月6日以降（というよりも、総司令部案が手交された2月13日以降）になってはじめてポツダム宣言受諾による「根本建前」の変更という考えをもつようになったのは、まちがいない。

問題は、ポツダム宣言の「革命」性に気づいた宮沢がそれによって何を得たか、そしてポツダム宣言受諾時に重大な転換があったことを説くことによって何を主張したかったのかである。古関や小畑のような説明だけで十分かといえば、疑問である。2月13日以前に宮沢が天皇による「統治」に関する条文を修正しようと試行錯誤していたこととの関係がわからないままなのである。

先述したように、敗戦後の大日本帝国憲法改正問題に関する宮沢の見解は、少しずつ変化していった。そのさい、「統治」の語を削除することはできなかったものの、宮沢が統治権総攬者を維持することはおそらく総司令部から拒絶されるであろうと予想していた可能性はある。1945年9月28日の外務省における講演の質疑応答において、次のように述べているからである。

「ポツダム」宣言ノ受諾ニヨリ日本ハ国際的独立性ヲ失ヒ、一応従属国トナル。即チ統治組織ハ全体ヲ抑制サレ、其ノ抑制ノ範囲内ニ於テ天皇ガ統治スル。「国体ノ護持」モ此ノ抑制ノ範囲内ニ於ケル護持ニシテ、国体ハ否認セラレザルモ亦保証セラレ非ズ<sup>30)</sup>。

宮沢にかぎらず当時の日本の指導層は、総司令部もしくは連合国によるなんらかの干渉や要求をまったく想定していないわけではなかった。大日本帝国憲法の存否が日本人の自主的な判断のみによって決定できないことは、承知していた。そのことは、憲法問題調査委員会における議論から知ることができる。たとえば、議会に憲法改正発議権を与えるか否かをめぐって「帝国憲法ノ民主的改正ハアメリカニ於イテモ既ニ与〔興〕論トナツテキル処デアルカラ、憲法改正ノ発議権ニ付テモ国民代表タル議会ニ対シ之ヲ与ヘナケレ

バナラス形勢deal」との発言<sup>31)</sup>、削除するか否か問題となった統帥大権と編制大権についての「国際政治的ニハ存置スルコトハ不都合deal」<sup>32)</sup>との発言や「第一一、一二条ノ問題ハ外ノ情勢ニヨツテ決マルコトニナルト思ハレル」<sup>33)</sup>という発言、大日本帝国憲法第3条について「現行憲法ハ「神聖」トイフ文字ニ伴フ形而上的色彩ヲ払拭スルコトガ対外的ニ必要dealトイフ結論ニ達シタ」<sup>34)</sup> ことなどは、それである。さらに、大幅な改正の必要なしとされてきた大日本帝国憲法第1条～第4条についても、「今日ノ状勢ハドウセ改正ヲスルノナラ相当積極的ニヤラネバ乗り切レナイ状勢ニ近ヅキ〔ツツ〕アルノデ、第一条乃至第四条スラヤハリ手ヲ入レネバスマナイ勢ニナリツツアル。サウ云フ点ヲ考慮シテ、調査会トシテモモツト積極的ニ手ヲ入レル方針ヲトラネバナラナイト云フ意見ガ支配的ナ空氣デアツタ」<sup>35)</sup> という記述を議事録にみることができる。

しかし、宮沢が統治権総攬者に関する条文を修正しようと試行錯誤した理由は、それだけでない。戦前における政党内閣の失敗から、いかに大日本帝国憲法の民主的運用の障碍になるものを除去したところで、その基本構造を改定しないかぎり限界があることを悟っていたのかもしれない<sup>36)</sup>。生身の統治権総攬者に対する憚りを通じて国家諸機関が自己制限し、国家諸機関の統合を維持するとともに内閣が国家に意思を与えるというシステムは、統治権総攬者たる天皇が自己を抑制するなかでよほど内閣が強力で主体的に決定する機関でないかぎり、機能しないのである。宮沢が大日本帝国憲法の部分的修正だけでは限界があると感じていたとしても不思議ではない。

1946年2月13日に総司令部案（GHQ草案）が手交されるまで、日本の指導層は、統治権総攬者の存在を前提にして、国家機関の改革を考えていた。特に内閣をいかに安定させるかを中心に考えていた。統治権総攬者が存在してこそ民主制であるとともに、内閣が安定してこそ統治権総攬者であった。しかし、総司令部案の手交により、いまや統治権総攬者の消滅は、決定的になった。それは、国内における合意形成と国家諸機関の統合の困難を招

来しかねないという深刻な問題をともなうものであった。同時に、憲法典において議院内閣制が規定されることになった。

ところが、統治権総攬者なき議院内閣制に多大なる期待が寄せられていたかといえば、疑問である。そのことは、憲法問題調査委員会における議論からうかがい知ることができる。憲法問題調査委員会では、大日本帝国憲法第55条について議院内閣制に関する規定を検討し、国务大臣は天皇を輔弼すると同時に衆議院の信任を必要とし議会に対して責任を有するとした<sup>37)</sup>。ところが、政党や有権者を信用していたわけではなかった。そのことは、たとえば、貴族院改革に関する議論のなかで「政党政治ニ対スル防塞トシテ貴族院ノ権限ハ余リニ縮少〔小〕シタクナイ。将来衆議院ガ憲法改正ヲ發議スル場合ヲモ考ヘテ」<sup>38)</sup>といった意見や、憲法改正に国民の参与を認めるべきか否かについて「人民投票制等ハ本問題ノミナラズ一般的ニ否定スベシ」<sup>39)</sup>といった発言にあらわれている。

また、外務省条約局が憲法問題調査委員会へ提出した意見書には、条約締結への議会の関与をできるだけ避けるべきであるとの見解が示されている。その理由は、「我國民大衆ノ政治意識未ダ列国ニ比シ低調ニシテ国際政治ニ対スル認識ニ至リテハ更ニ乏シキヲ認メザルヲ得ズ」というものであった。<sup>40)</sup>この意見書は、第5回総会（1945年12月22日）で配布されたものである。同様の見解は、外務省における1945年9月28日の宮沢の講演においてもみることができる。宮沢は、大日本帝国憲法第13条の外交大権について、

實際問題トシテ外交ガ大権ニ専属スルコトハ大ナル弊害ヲ来ストハ考ヘラレズ。即チ多クノ外国法ノ如ク重要ノ条約ハ議會ノ協賛ヲ経テ締結スルコトハ特ニ必要ト思ハレズ。議會ニ於テ事実上外交問題ニ関シ發言ヲ得、而モ議會ガ強力ニ政府ノ外交ヲ統制セバ、外交ノ民主化、公開化ハ自ラ実現セラル<sup>41)</sup>。

と論じた。外交の民主的統制に法的根拠を与えることには反対だったのである。

このように、宮沢も、議会に対する不信を有していた。その議会に根拠を有する内閣が十全な機能をはたすと本気で考えていたとは思われない。もっとも深刻なのは、国内における合意形成が困難になったときである。

宮沢が徐々に大日本帝国憲法改正についての考え方を修正しつつも天皇による「統治」を削除しなかったのは、統治権総攬者に代わって民主制の運用を可能ならしめるものを考えるまでに至っていなかったことを示している。それが「憲法改正草案要綱」の発表以降大きく主張を変えたのは、他ならぬ総司令部案の「押しつけ」という事態によって統治権総攬者に代わるものについて確信を抱いたからにほかならない。

ポツダム宣言という国家間の力関係の結果の合意<sup>42)</sup>が「普通では許されない」大日本帝国憲法の「根本建前」の変更をしたと強調した宮沢の八月革命説は、いかに憲法典を最高法規とみなそうとも、現実には憲法典を超える力と法規範が存在することを示すものであった。「我々が好むと好まぬとにかかはらず、神権主義はすでに廃棄せられ、日本の政治の根本建前として国民主権主義がすでに承認せられてゐる」<sup>43)</sup>あるいは「八月革命でとにかく国民主権主義は一応承認せられたと見なくてはならぬから、ここで国民主権主義否なりと主張することは、昨年の八月革命そのものを否定する新たな革命を主張するにほかならぬといふことを忘れてはいけない」<sup>44)</sup>と説いていることにみられるように、国内での議論を超えた決定が現実存在することを宮沢は総司令部案（GHQ 草案）の「押しつけ」をほのめかすことによって示したのである。

日本の指導層が議会ならびに議会に根拠を有する内閣の統合機能を本音では信用していなかった以上、内閣による決定や合意形成が困難になったときの安全弁が必要であった。存在自体によって統合の機能を期待された統治権総攬者が消滅した以上、国内における合意形成が困難になったとき、みずか

らの判断で決定する主体が存在しなければ、他者を説得し抑え込む正当性の根拠と淵源は、日本の外部に求めるしかない。国家間関係やその結果生成される法規範に従うことが国民全体の利益に合致するという論理である。それは、憲法典をも超越する力や法規範の前には、国内のあらゆる主張や法規範は、弱い正当性しかもたないという論理でもある。当然、個別意思を「国民主権」の名のもとに主張することは、力も意味ももたなくなる。

大日本帝国憲法の「根本建前」の否定と「国民主権主義」採用の淵源をポツダム宣言という国家間の合意に求めた八月革命説は、最終的な決定が日本の外部もしくは国家間関係によって決まるものであることを説いたものであった。それは、統治権総攬者の消滅という現実を前にして、国内における合意形成の困難が生じた場合に対処する論理を提示するものであった。宮沢は統治権総攬者を消滅させた総司令部案の「押しつけ」の事情を知るに及んで「押しつけ」とポツダム宣言とを結びつけ、統治権総攬者に代わる民主制を機能させる補完物について確信をもち、八月革命説を唱えたのである。

憲法典の形式的な条文はそのままであってもその実質的な意味が国際情勢や国際法によって変更可能であるとの考え方は、当時においては宮沢だけのものではなかった。そのことは、たとえば、1946年4月5日に外務省条約局が作成した「改正憲法草案ニ付テ」<sup>45)</sup> からうかがい知ることができる。この文書は、冒頭で

今時憲法改正草案中特ニ国際問題トシテ重要問題ヲ提供スルハ条約問題ト戦争抛棄条項ナラン。前者ニ付テハ茲ニ論セス。但シ条約ノ尊重、国際関係ニ対スル認識ニ関シテハ今次憲法草案カ現行憲法ヨリ進歩的ナル点ニ付賛意ヲ表スルモノナリ。

と述べたうえで、交戦権の否認がいかなる結果になるかについて論じ、交戦権否認の字句を削除するか第9条第1項の中に挿入して侵略戦争の場合にの

み交戦権を承認しないことに改めるべきであると主張したものである。その根拠として、日本が戦時国際法上の権利を主張したり義務を負うことができなくなるから国際的に不都合が生じるということのほかには挙げられたのが、次のごときものである。すなわち、

従来ノ国際法ニ依レハ戦争ノ原因如何ニ不拘戦争開始後ハ交戦国ハ国際法上認メラレタル戦争ノ権利及義務ヲ有スルニ至ル又憲法上戦争ノ抛棄ヲ宣言スル場合ト雖戦争開始後ハ当然国際法上ノ交戦権ヲ認メラレタリ。而シテ今次憲法ニ依ル交戦権不承認ノ場合ト雖我国政府ハ国内法上憲法違反ヲ問ハルルトスルモ一旦戦争カ開始セラレタル以上国際的ニハ戦争ニ伴フ国際法上ノ権利ヲ主張シ義務ヲ負フヘキナリ斯ル見解ニ基クトキハ尠クトモ国際法上ハ交戦権不承認ノ憲法条項ハ無意味ト言ハサルヘカラス

と。現実の国際情勢によって憲法典の規定そのものが意味をなさなくなる場合や国際法上の常識の方が憲法典の規定より優先される可能性があることを示しているのである。

また、日本の外部の情勢が国内の合意形成に作用することは、宮沢が八月革命説を発表したあと、第90回帝国議会における審議の過程で実践されることになる。帝国憲法改正案の前文にある「国民の総意が至高なものである」が衆議院帝国憲法改正案小委員会で「主権が国民に存する」に修正されたことは、よく知られているとおりである。その過程で、次のようなやりとりがなされた。

○芦田委員長 ソレデハ今発表スルノガ大体出来テ居マス、之ヲ読ミマスカラ、其ノ後ハ今ノ点ヲ附加ヘタラドウカト思ヒマス、「憲法改正案委員会ノ小委員会ハ、七月二十六日午前十時半ヨリ懇談会ヲ開キ、進歩

党、協同民主党及び無所属倶楽部ノ修正案説明ヲ聴取シタ、次ニ改正案前文ニ関スル修正案ヲ討議シ、政府草案ヲ根本的ニ修正スベキヤ、或ハ原案ニ多少ノ修正ヲ加フルニ止ムベキヤニ付キ意見ヲ交換シ、大体後ノ方針ヲ進ムコトニ決定シタ、尚ホ前文ノ主權ガ国民ニ存スルコトヲ宣言シ云々ト修正スル点ハ、各派合同ノ提案トシテ、本委員会ニ報告スルコトニ決定シタ」

○林（平）委員 マダ其処マデ決マツテ居ナイ

○北（吟）委員 小委員会ノ意見ガ一致シタト云フ程度デセウ

○林（平）委員 尚ホ以前ハ宜イデスガ……

○北（吟）委員 国民ニ主權ガ在ルト云フ点ダケハ、此ノ小委員会デ意見ガ一致シタト云フコトデス

○林（平）委員 其処ハマダ一致シナイ、此ノ点ガ私ノ方ハ中々難カシイ、寧ロ私ノ方トシテハ、原案ノ第三行目ノ自由党デ出サレタ「慘禍ヲ發生サセマイト決意シ、」、ソレカラ直グニ「憲法ヲ確定スル」ト行ツテ一向差支ナイノヂヤナイカ、其処ニ主權ガアルト云フ文字ヲ明瞭ニ現ハス必要ハナイノヂヤナイカ

○北（吟）委員 「至高ナモノデアルコトヲ宣言」モ除クノデスカ

○林（平）委員 「發生サセマイト決意シ、コノ憲法ヲ確定スル」

○芦田委員長 一寸速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○北（吟）委員 林君、其ノ事情ヲ打チマケルト穩カデナイカラ、色々国際情勢ニ鑑ミテ、国民主權ト云フ言葉ヲハツキリ出サスト工合悪イノダ、各派モサウ云フ考ヘヲ持ツテ居ルト云フヤウニ御報告ヲシテ、御諒解ヲ求メル訳ニイカヌデセウカ

○林（平）委員 ソレハ出来ナイコトモナイデス、努力シテ見マスガ、併シ中々難カシイ所デス<sup>46)</sup>

速記再開後の北吟吉（日本自由党）の発言から、これが金森・ケーディス会談（1946年7月17日）で主権の所在の明確化を強く求められたことを背景としたやりとりであることは、容易に察せられる。最終的には、日本自由党の修正案のとおりに決したのであるが、議事をまとめるにあたって外部の情勢が利用されたことは、日本が占領下にあったことを考慮に入れるにしても、注目すべき現象である。憲法典の根幹に関わると考えられた箇所をめぐる議論においてすら、国際情勢と国家間の関係によって合意が獲得されるという現象が生じていたのである。

## おわりに

日本国憲法については、それが「押しつけ」であったがゆえに無効であるとの議論が根強くある。それに対して、成立経過はともかく「受容」されたことを重視するべきであると強調する見解もある。長らくこの二つの見解は、平行線をたどってきた。しかし、私は次のような疑問を禁じえない。はたして「押しつけ」と「受容」は、相反することなのか、という疑問である。換言すれば、「押しつけ」ゆえに「受容」されたのであると考えることもできるのである。

占領下において日本国憲法が成立したことは、まぎれもない事実である。また、ポツダム宣言の受諾によって日本政府の権力の行使が制約下に置かれていたことは、当時帝国憲法改正案の審議にあずかっていた者は知っていた。そのような状況下で帝国憲法改正案が部分的修正を経て「受容」されたのは、長谷川三千子がいうような「力の圧力」のみによってではない。

ただし、ある解釈をほどこすことによって、「憲法改正草案要綱」や帝国憲法改正案や日本国憲法は「受容」可能なものとなった。憲法典を超えるものの重視である。それは、統治権総攬者なき民主制の条件がいかんにして可能なかという課題への答えであった。

宮沢俊義の八月革命説は、統治権総攬者なき民主制が成り立ついかなる条件がありえるのかを示したものである。したがって、八月革命説は、自由な思惟に立脚した見解でも、一学者の従前からの学説の延長にとどまるものでもなかった。統治権総攬者が憲法典から削除されることが確定した結果、「憲法改正草案要綱」についてあのような説明をせざるをえなかったのである。そして、八月革命説に示された解釈をすることによってのみ戦後日本の民主制が可能であることを第90回帝国議会における審議を前にして主張しようとしたものである。そのために、宮沢においてかならずしも一貫していなかった憲法改正限界説ののっとり、ポツダム宣言受諾を「革命」と呼んで歴史の断絶を強調したのである。

以上を要するに、ポツダム宣言受諾に淵源を求める八月革命説は、憲法典を超える力に裏づけられた法規範の存在を強調することにより、統治権総攬者なきもとで民主制を機能させる方法を示したものであったのである。

## 注

- 1) 宮沢俊義「八月革命と国民権主義」(『世界文化』第1巻第4号、1946年5月)。原題は「八月革命の憲法史的意味」であった。のち、修正のうへ「日本国憲法生誕の法理」と改題され、『日本国憲法』法律学体系コメンタール篇(日本評論新社、1955年)別冊附録および『憲法の原理』(岩波書店、1967年)に収録された。多くの研究は、『憲法の原理』所収の「日本国憲法生誕の法理」を引用しているが、これはのちに整序されたものである。ゆえに、日本政府が発表した「憲法改正草案要綱」に対して著された八月革命説の内容を示すものとしては適切ではない。高見勝利『宮沢俊義の憲法学的研究』(有斐閣、2000年)のように日本国憲法発布以降の宮沢俊義の著作や回想をもとに推測する研究もある。使用できる材料は何でも使用したということであろうが、かえって1946年春において何が問題だったのかがぼやけてしまう。本稿では、あえて日本国憲法発布後の著作物や史料を使用しないこととする。
- 2) 芦部信喜著『憲法』第五版(高橋和之補訂、岩波書店、2011年)30頁。
- 3) 長谷川正安『憲法現代史』上 占領と憲法(日本評論社、1981年)10頁。
- 4) 高見勝利「古い革袋と古い酒——八月革命説への一視角——」(『ジュリスト』No. 796、1983年)。のちに、加筆のうへ、高見勝利『宮沢俊義の憲法学的研究』(有斐閣、2000年)に収録。以下、本稿で言及するさいには、同書の頁数を示す。このうち、国

際法優位の一元論の戦前からの連続性については、菅野喜八郎が批判をしている。菅野喜八郎「八月革命説覚書後記」（東北大学『法学』第49巻第1号、1985年）。のちに、一部訂正のうえ、菅野喜八郎『続・国権の限界』（木鐸社、1988年）に収録。以下、本稿で言及するさいには、同書の頁数を示す。また、憲法改正限界説の継続性については、森田寛二が批判をしている。森田寛二「『宮沢憲法学断章』の周辺——高見助教授の論文に接して——」（『ジュリスト』No802、1983年）。

- 5) 高見勝利『宮沢俊義の憲法学的研究』（有斐閣、2000年）328頁。
- 6) 宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」（『世界文化』第1巻第4号、1946年5月）71頁。また、「憲法改正草案要綱」発表直後に『世界文化』に掲載された論文と同様の趣旨を新聞紙上で公にしているが、そこでは、「コノ草案ガ次ノ議會ニ提出セラレトスレバ今回ノ総選挙ハ実質ニオイテハコノ憲法草案ニ関スル人民投票ノ意味ヲモツコトニナル。全有権者ハコノ点ヲ深く心ニ銘ズルヲ要スル」と有権者に訴えている。宮沢俊義「徹底セル平和主義」（『毎日新聞』1946年3月7日、芦部信喜ほか編『日本国憲法制定資料全集』（4）- I 憲法草案・要綱等に関する世論調査、信山社、2008年）52頁。
- 7) 長谷川三千子「宮沢俊義「八月革命説」の逆説」（中西輝政編『憲法改正』中央公論新社、2000年）。
- 8) 宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」（『世界文化』第1巻第4号、1946年5月）64頁。
- 9) 同前、65頁。
- 10) この点については、すでに菅野喜八郎の指摘がある。菅野喜八郎『続・国権の限界』（木鐸社、1988年）154～158頁。菅野は、「マッカーサーが日本国民に対してもっていたのは、「事実上無制限の権力」という意味での主権であり、……天皇から国民に移ったとされる主権は、日本の国政の根本建前という意味での主権」であるとしたうえで、「マッカーサーが事実上無制限の権力をもっていたということと国民主権とは矛盾しない。前者は事実であり、後者は当為命題だからである」と述べている。これは、宮沢が八月革命説において「すでに国際法上の制約をはじめからかぶったものとしての「国民主権」を考えていた」とする樋口陽一に対する批判として述べたものである。樋口陽一「日本憲法学における『科学』と『思想』」（『法哲学年報』1981、1982年）。のちに、修正のうえ、樋口陽一『近代憲法学にとっての論理と価値——戦後憲法学を考える——』（日本評論社、1994年）に収録。
- 11) 「『ポツダム』宣言ニ基ク憲法、同附屬法令改正要点（宮沢俊義教授講）」（外交記録A'3.0.0.2- 2「帝国憲法改正関係研究資料（第一巻）」Reel No.A'-0092、外務省外交史料館所蔵）。
- 12) 宮沢俊義「憲法改正について」（『毎日新聞』1945年10月19日、芦部信喜ほか編『日本国憲法制定資料全集』（4）- I 憲法草案・要綱等に関する世論調査、信山社、2008年）127～130頁。
- 13) 「大日本帝国憲法改正案（宮沢委員）」（芦部信喜ほか編『日本国憲法制定資料全集』（1）

- 憲法問題調査委員会関係資料等、信山社、1997年) 167頁。
- 14) 「甲案(宮沢委員)」(芦部信喜ほか編『日本国憲法制定資料全集』(1) 憲法問題調査委員会関係資料等、信山社、1997年)270頁。乙案第1条～第7条については、同書、274頁。
  - 15) 小畑郁「占領初期日本における憲法秩序の転換についての国際法的再検討——「八月革命」の法社会史のために——」(『名古屋大学法政論集』230、2009年) 85～86頁。
  - 16) 小嶋和司「『主権』論おぼえがき」〈その1〉(東北大学『法学』第46巻第5号、1982年) 29～41頁。のち、小嶋和司『憲法と政治機構』(小嶋和司憲法論集2、木鐸社、1988年)に収録。本稿で言及するさいには、東北大学『法学』第46巻第5号の頁数で示すことにする。小嶋が引用している金森徳次郎の答弁は、衆議院本会議において主権・統治権の所在に関して片山哲(日本社会党)が質問した(1946年6月21日)のに対して翌日になされたものである。『第九十回帝国議会衆議院議事速記録』第3号(1946年6月23日) 16頁。
  - 17) 同前、43頁。
  - 18) 「憲法改正ノ基本的立場」1945年10月23日(『入江俊郎関係文書』2-1-31、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。冒頭に、「一、天皇ガ統治権ノ主体ニアラセラルル我国体ハ之ヲ改変セズ(第四条ノ法文如何)」と記されている。
  - 19) 成沢光「統治——日本における語の用法について——」(日本政治学会編『政治学の基礎概念』年報政治学、岩波書店、1981年) 44頁。のちに、加筆のうえ、成沢光『政治のことば——意味の歴史をめぐって——』(平凡社選書、1984年)に収録。
  - 20) このことを明確に指摘したものに、佐藤功『日本国憲法概説』全訂第四版(学陽書房、1991年) 310～311頁がある。
  - 21) 伊藤博文『憲法義解』(宮沢俊義校注、岩波文庫、1940年) 23頁。
  - 22) 中川剛『憲法神話——民族神話を超えて——』(信山社、1996年) 222～225頁は、統治権総攬者と内閣がうまく機能しなくなり大日本帝国憲法体制が有する割拠性の弊害が進行した問題を簡にして要を得た叙述で説明している。
  - 23) 宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」(『世界文化』第1巻第4号、1946年5月) 70～71頁。
  - 24) 小畑郁「占領初期日本における憲法秩序の転換についての国際法的再検討——「八月革命」の法社会史のために——」(『名古屋大学法政論集』230、2009年) 87頁。
  - 24) 宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」(『世界文化』第1巻第4号、1946年5月) 68頁。
  - 25) 同前、68頁。
  - 26) 同前。
  - 27) 高見勝利『宮沢俊義の憲法学的研究』(有斐閣、2000年) 333～334頁。
  - 28) 古関彰一『新憲法の誕生』(中公文庫、1995年) 201頁。
  - 29) 小畑郁「占領初期日本における憲法秩序の転換についての国際法的再検討——「八月革命」の法社会史のために——」(『名古屋大学法政論集』230、2009年) 87～88頁。

- 30) 「『ポツダム』宣言ニ基ク憲法、同附属法令改正要点（宮沢俊義教授講）」（外交記録 A'3.0.0.2-2 「帝国憲法改正関係研究資料（第一巻）」 Reel No.A'-0092、外務省外交史料館所蔵）。
- 31) 「憲法問題調査委員会議事録」（芦部信喜ほか編『日本国憲法制定資料全集』（1）憲法問題調査委員会関係資料等、信山社、1997年）336頁。第2回総会（1945年11月10日）。
- 32) 同前、325頁。第1回調査会（1945年10月30日）。
- 33) 同前、363頁。第5回総会（1945年12月22日）。
- 34) 同前、361頁。第5回総会。
- 35) 同前、364頁。第7回調査会（1945年12月24日）。
- 36) この点について、小関素明氏より口頭で示唆を受けた。
- 37) 「憲法問題調査委員会議事録」（芦部信喜ほか編『日本国憲法制定資料全集』（1）憲法問題調査委員会関係資料等、信山社、1997年）399頁。第7回総会（1946年2月2日）。
- 38) 同前、368頁。第6回総会（1945年12月26日）。
- 39) 同前、337頁。第2回総会（1945年11月10日）。
- 40) 「憲法第十三条（外交大権）ノ改正問題ニ付テ」（芦部信喜ほか編『日本国憲法制定資料全集』（1）憲法問題調査委員会関係資料等、信山社、1997年）257頁。
- 41) 「『ポツダム』宣言ニ基ク憲法、同附属法令改正要点（宮沢俊義教授講）」（外交記録 A'3.0.0.2- 2 「帝国憲法改正関係研究資料（第一巻）」 Reel No.A'-0092、外務省外交史料館所蔵）。
- 42) ポツダム宣言が国家間の合意もしくは一種の条約であるか否かについては議論があるが、少なくとも当時は合意であるとみなされていた。「『ポツダム宣言』及降伏文書ノ法的性質、「ポツダム宣言』及降伏文書ト主権（横田委員）」1945年10月（外交記録 A'1.0.0.1 「ポツダム宣言受諾関係一件（第三巻）（終戦関係調書）」 Reel No.A'-0113、外務省外交史料館所蔵）。
- 43) 宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」（『世界文化』第1巻第4号、1946年5月1日）70頁。
- 44) 同前、70～71頁。
- 45) 「改正憲法草案ニ付テ」1946年4月5日条約局（外交記録 A'3.0.0.2- 2 「帝国憲法改正関係研究資料（第二巻）」 Reel No.A'-0092、外務省外交史料館所蔵）。
- 46) 「帝国憲法改正案委員小委員会速記録 第二回」昭和21年7月26日（衆議院事務局編『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』衆栄会、1995年）25頁。